

事 務 連 絡
令和2年11月26日

不動産業関係団体の長 殿
建設業関係団体の長 殿
建設関連業団体の長 殿
資機材関係団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局

感染拡大地域における催物の開催制限等について

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められていることから、感染拡大地域における催物の開催制限等について、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室から別添のとおり事務連絡がまいりました。

つきましては、令和2年11月17日付け事務連絡のとおり、イベント等における業種別ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化について、周知をお願いしているところですが、貴団体におかれては、このことを改めて、貴会会員に周知いただくとともに、今後、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安を見直すこともあり得ることについて、周知いただくようお願いいたします。

別添：感染拡大地域における催物の開催制限等について（令和2年11月25日付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長）

各都道府県においては、感染状況について、強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、必要に応じ、国の目安より厳しい基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。

事 務 連 絡
令和2年11月25日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室

感染拡大地域における催物の開催制限等について

第17回新型コロナウイルス感染症対策分科会において「現在の感染拡大を沈静化させるための分科会から政府への提言」が示され、現下の状況を踏まえ、短期間に集中し、感染リスクが高い状況に焦点を絞った強い対策が求められているところである。また、9月11日付け事務連絡1.(3)③のとおり、各都道府県においては、それぞれの地域の感染状況等に応じて、国として示した人数上限及び収容率要件の目安と異なる基準を設定しうることに留意することとされている。

今後、各都道府県においては、大規模イベント開催等に伴う人の往来により、感染リスクが高まると判断する場合には、ステージⅢ相当の強い対策が必要な状況に達したと考えられる地域（都道府県全域又は一部地域）で開催される催物等に対し、基本的な感染防止策の更なる徹底を要請するほか、必要に応じ、国の目安より厳しい基準を設定すること等、適切な対応を検討されたい。

なお、関係各府省庁及び各都道府県においては、11月12日付け事務連絡2.(1)のとおり、業種ごとの感染拡大防止ガイドラインの遵守徹底に向けた取組強化を図ることとされていることや、感染状況を分析し、全国的な感染拡大やイベントでのクラスターが発生した場合等には、開催制限の目安を見直すこともあり得るので留意されたい。

以上